

「滋賀県が締結する契約に関する条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

令和3年(2021年)6月14日(月)から令和3年(2021年)7月14日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県が締結する契約に関する条例要綱案」についての意見・情報の募集を行った結果、7名(団体6者含む)の方から、計44件の意見・情報が寄せられました。これらの意見等に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
第1 制定の理由	
第2 概要	
1 目的	3件
2 定義	1件
3 基本理念	6件
4 県の責務	2件
5 県の契約の相手方等の責務	4件
6 取組方針	
7 適切な仕様書等の作成等	5件
8 低価格受注の防止	
9 計画的な発注等	
10 地域経済の活性化	2件
11 一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用	5件
12 適正な履行の確保	3件
13 滋賀県契約審議会の設置	1件
14 審議会の組織等	2件
15 契約状況の公表	
16 指定管理者の選定	
17 その他	10件
合 計	44件

3. 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	該当項目	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する県の考え方
第2 概要			
1	1	<p>相手方等の責務および従事者の適正な労働環境・労働条件等の確保と下線部分を加筆すべき。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念、目的を、より明確化できる。 	<p>「県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備」については、11において、県の契約の活用により実現すべき「行政目的」の一つとして位置付けていますので、原案のとおりとします。</p>
2	1	<p>労働者派遣事業に関する記載がない。明記するとともに、必要な条項を設けるべき。</p> <p><理由></p> <p>県業務のいろいろな場面で労働者派遣事業を活用しており、本条例の適用外とする理由もない。3年ごとの労働組合への意見聴取など、他の契約にはない手続き等もあり、しっかりとした規定が必要。</p>	<p>労働者派遣契約は「その他の契約であって県が対価の支払をすべきもの」に含まれますので、原案のとおりとします。</p>
3	1	<p>安心して県民の命を守れる業者であるように責務を強調してもらいたい。悪質業者の公表や契約解除、指名停止の具体化や罰則の検討も必要と考える。</p>	<p>契約の相手方の責務については5において位置づけていることから原案のとおりとします。</p> <p>また、この条例はその目的や理念などを、事業者や県民の皆さんと共有し、理解と協力を得ながら取組を進めるために制定するものであり、罰則規定はなじまないものと考えております。</p> <p>なお、契約の相手方の社会的責任や業務の適正実施に関しては、入札過程における談合などの法令違反や不履行などの契約違反について、法令に基づく罰則や行政処分、別に定める基準による入札参加停止の措置により対応しており、該当事業者の公表も行うとともに、契約解除については契約書等に規定することとしています。</p>
4	2	<p>労働者派遣事業に関する記載がない。</p>	<p>労働者派遣契約は「その他の契約</p>

		<p>明記するとともに、必要な条項を設けるべき。</p> <p><理由></p> <p>県業務のいろいろな場面で労働者派遣事業を活用しており、本条例の適用外とする理由もない。3年ごとの労働組合への意見聴取など、他の契約にはない手続き等もあり、しっかりとした規定が必要。</p>	<p>であって県が対価の支払をすべきもの」に含まれますので、原案のとおりとします。</p>
5	3 (2)	<p>安心して県民の命を守れる業者であるように責務を強調してもらいたい。悪質業者の公表や契約解除、指名停止の具体化や罰則の検討も必要と考える。</p>	<p>契約の相手方の責務については5において位置づけていることから原案のとおりとします。</p> <p>また、この条例はその目的や理念などを、事業者や県民の皆さんと共有し、理解と協力を得ながら取組を進めるために制定するものであり、罰則規定はなじまないものと考えております。</p> <p>なお、契約の相手方の社会的責任や業務の適正実施に関しては、入札過程における談合などの法令違反や不履行などの契約違反について、法令に基づく罰則や行政処分、別に定める基準による入札参加停止の措置により対応しており、該当事業者の公表も行うとともに、契約解除については契約書等に規定することとしています。</p>
6	3	<p>県の責務として「事業者と対等な立場で公正な契約を締結する」ことを示す内容を基本理念に入れるべき。</p>	<p>この条例は、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用を図ることを目的の一つとし、基本理念においても契約の過程の透明性や不正行為の排除の徹底をうたっております。このことは、ご意見のとおり事業者と県とが対等な立場において締結することを前提としているものであることから、原案のとおりとします。</p>
7	3	<p>第3項に「従事者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備が図られるよ</p>	<p>「県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備」につい</p>

		<p>う、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。」の条文を追加し、以下の各項を繰り下げるべき。</p> <p><理由></p> <p>第1条と同様の表現とし、労働環境の整備の中でも最重要な事項として明記するべき。</p>	<p>ては、11において、県の契約の活用により実現すべき「行政目的」の一つとして位置付けていますので、原案のとおりとします。</p>
8	3 (2)	<p>[意見の概要]</p> <p>基本理念(第3条関係)の第2項においては、「健全な労働環境のもと、」とした文言を追記して、契約の履行により提供されるサービス等の質が確保されることとするべきと考える。</p> <p>[意見]</p> <p>県の契約には様々な工事、業務があるが、積算要素において、労務単価が欠かさないのが実態。積算においては、その仕様により、適正な労働環境が求められていることが必須と考える。また、11条関係において、労働環境のことが触れられているが、ここでは、その他一定の行政目的の実現を図るために労働環境の整備が求められているように読み取れる。</p> <p>したがって、理念において、「健全な労働環境」とした文言を明確化することで、適正な仕様や健全な施策の推進が担保され、サービスの質が確保されるとした理念であるべきと考える。</p>	<p>御意見のとおり、サービス等の質の確保のために健全な労働環境は重要なものの一つであることから、7(3)において、材料費、労務費その他の必要な経費を適切に積算するよう努めなければならないことと規定しております。</p> <p>また、「県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備」については、11において、県の契約の活用により実現すべき「行政目的」の一つとして位置付けていますので、原案のとおりとします。</p>
9	3 (3)	<p>現在の建設関連の入札制度では、一般競争入札を採用し、この方法は持続可能とは思えない。くじで決めるような受注では、年間の受注する見込が立たない、経営計画の樹立でできない、企業向上の意欲がなくなる等の理由により、企業としての魅力がなく、後継ぎがなくなってしまう。</p> <p>民間企業はコロナで弱体化し、公共団体も税収が期待できないことにより、公共事業も期待できない。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策を進める上での参考にさせていただきます。</p>

		<p>ぜひ滋賀県内の活性化を図る意味でも、滋賀県内への優先発注を行ってほしい。</p> <p>土木部ではコンサル・建設工事の成果に関して、点数により企業の評価をしている。しかし、測量コンサル業界では成果の点数はあるものの、企業の評価に対応していない。つまり、質の向上に向けての努力目標がない。</p> <p>ぜひ、民間の意見を広く聞き、調達（入札）・企業の評価に対し、民間の意見を広く聞く場所として、協会等との意見交換を頻繁に行ってほしい。</p>	
10	3 (3)	<p>3(3)に「地域経済の活性化への配慮」とあるが、「地域経済の活性化および地域の持続的発展への配慮」としてはどうか。</p>	<p>「地域の持続的発展」は4つの基本理念全てに関わる重要なことであり、第1条に条例の目的として「もって本県の経済および社会の持続的な発展に寄与すること」を掲げていますので、原案のとおりとします。</p>
11	4	<p>県の責務、事業者等の責務、従事者の権利について、具体的に定めた方がわかりやすいのではないか。</p>	<p>県等の責務を定める規定については、条例の目的や基本理念の実現のために各当事者が果たすべき一般的な役割を宣言的に規定するものであり、各当事者が行う具体的な内容は別途別の条項で規定することが一般的です。この条例においても、具体的な内容は7から12に規定していますので、原案のとおりとします。</p> <p>また、従事者の権利については、経費の適切な積算、低価格受注の防止、契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組の勘案等の規定により、実質的にその保護を図ることができると考えております。</p>
12	4	<p>「必要な取組を推進するものとしませう」とあるが、責務として大変弱いため、</p>	<p>県の契約に関する取組については、県が自ら主体的に推進すること</p>

		「必要な取組を講じなければならない」との表現にすべき。	を表現していることから、原案のとおりとします。
13	5	県の責務、事業者等の責務、従事者の権利について、具体的に定めた方がわかりやすいのではないか。	<p>県等の責務を定める規定については、条例の目的や基本理念の実現のために各当事者が果たすべき一般的な役割を宣言的に規定するものであり、各当事者が行う具体的な内容は別途別の条項で規定することが一般的です。この条例においても、具体的な内容は7から12に規定していますので、原案のとおりとします。</p> <p>また、従事者の権利については、経費の適切な積算、低価格受注の防止、契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組の勘案等の規定により、実質的にその保護を図ることができると考えております。</p>
14	5	安心して県民の命を守れる業者であるように責務を強調してもらいたい。悪質業者の公表や契約解除、指名停止の具体化や罰則の検討も必要と考える。	<p>契約の相手方の責務については5において位置づけていることから原案のとおりとします。</p> <p>また、この条例はその目的や理念などを、事業者や県民の皆さんと共有し、理解と協力を得ながら取組を進めるために制定するものであり、罰則規定はなじまないものと考えております。</p> <p>なお、契約の相手方の社会的責任や業務の適正実施に関しては、入札過程における談合などの法令違反や不履行などの契約違反について、法令に基づく罰則や行政処分、別に定める基準による入札参加停止の措置により対応しており、該当事業者の公表も行うとともに、契約解除については契約書等に規定することとしています。</p>
15	5	県の契約の相手方の責務として「下請	この条例は、県の契約に関する制

		<p>業者等と対等な立場で公正な契約を締結する」ことを入れるべき。</p> <p><理由></p> <p>民間取引の実態として、元請け側の優越的地位の乱用がまだまだ残っており、これが工事や業務の質の低下を招いている。</p> <p>県自らがこのような行為は許さないという姿勢を示すことで、質の向上を目指すべき。</p>	<p>度の公正かつ適正な運用を図ることを目的とし、契約の相手方は「県の契約の履行に携わる者としての社会的な責任を自覚し、県の契約に係る業務を適正に実施しなければならない」ものとしていることから、原案のとおりとします。</p>
16	5	<p>受注者と下請である一人親方等が適正な関係であるかを明確にするため、書面交付を義務付けるべき。</p>	<p>契約書の書面交付は建設業法で規定されており、この条例で、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用を図ることを目的として、契約の相手方は「県の契約の履行に携わる者としての社会的な責任を自覚し、県の契約に係る業務を適正に実施しなければならない」ものと規定していることから原案のとおりとします。</p>
17	7	<p>県との契約であるという社会的な責任を自覚させ計画通りの業務遂行を担保するため、さらに県の持続的な事業継続に資するため、履行保証、建設工事、第三者賠償責任、瑕疵担保責任等の各保険を県の契約の相手方の責任と費用負担により付すこと、また、保険によって果たすべき責務等の条件を予め定めることを明文化してはどうか。</p>	<p>建設工事においては、履行保証等、各保険に関する契約の相手方の責務については、県が定める規則等に定めていることから原案のとおりとします。</p>
18	7	<p>県が締結する契約の適正化のために、県職員の資質向上が必要なことについては論を待たないが、コロナ禍の中で長時間過重労働が横行しており、人員体制の確保は待ったなしである。その対策についても盛り込むべき。</p>	<p>職員の人員体制については、業務の質と量とのバランスを十分考慮した適正な定員管理に取り組んでいくこととしており、原案のとおりとします。</p>
19	7	<p>中小零細事業者で労務コンプライアンスに疎い事業者も存在し、結果、自ら収益構造を崩し、現場従事者にしわ寄せが出ているケースや、また大手事業者でも労</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策を進める上での参考にさせていただきます。</p>

		<p>働法を無視し、労働委員会の救済命令や裁判所の判決を受けている事例がある。</p> <p>適切な積算を自ら行える事業者の育成こそが、中小企業育成をその業務とする県が取り組むべき課題であり、特に労働環境の整備は重要で、現場で就労する者が犠牲になるような事業であっては持続可能な社会は作れない。ぜひとも、経費の適切な積算は事業者の努力義務ではなく、義務とし、中小零細企業には猶予期間を設け、事業者向け研修を行うなど、県内の事業者全体の資質向上をはかるべき。</p> <p>同一労働同一賃金や職場のハラスメント防止等に確実に取り組む事業者の指針となり、かつ実効性のある条例の制定を望む。</p>	
20	7	<p>[意見の概要]</p> <p>県の契約に係る仕様や労務単価の水準の明確化、ならびに県の契約の相手方になろうとする者が適切に積算するよう努めなければならないとすることに対する担保確保のためのチェック機能に対する見解をお示しいただきたい。</p> <p>[意見]</p> <p>適切な仕様書等の作成等（第7条関係）の第1項における、仕様書等を適切に作成、第2項にはその仕様書等に基づき適切に積算とある。極めて重要なことだが、現在、工事関係などにおいては、積算基準や単価が示されているところだが、役務的業務においては、不透明感が見られることから、サービスの質の確保のためには、県の契約に係る仕様や労務単価の水準の明確化が求められると考える。</p> <p>また、第3項における材料費、労務費その他の必要な経費を適切に積算するよう努めなければならないとすることに対する担保確保のためのチェック機能が重要であると考え。</p>	<p>条例の基本理念にのっとった県の契約の推進を図るための取組については、別途取組方針を策定することとしております。</p> <p>その実効性を担保するためのチェック機能については、審議会の意見を聴きながら取組方針を策定するとともに、方針策定後に、取組の実施状況に係る審議会での調査審議の結果をその後の取組に反映していくこととしています。</p>

		<p>ここで、取組方針（第6条関係）において、規定されるものと考えるところだが、これらのことの明確化や、第3項の積算するよう努めさせることへの担保性を確認したいことから、その考えについて、お示しいただきたい。</p>	
21	7 (3)	<p>努めなければ、とあるが、ふたを開けて大幅にずれ込んでも労働者にしわ寄せが来ないように権限をもって求めるべき。受けてから条件を満たせず出来ないのであれば、罰則や指名停止などの検討が必要である。</p>	<p>契約の相手方の責務については5において位置づけていることから原案のとおりとします。</p> <p>また、この条例はその目的や理念などを、事業者や県民の皆さんと共有し、理解と協力を得ながら取組を進めるために制定するものであり、罰則規定はなじまないものと考えております。</p> <p>なお、契約の相手方の社会的責任や業務の適正実施に関しては、入札過程における談合などの法令違反や不履行などの契約違反について、法令に基づく罰則や行政処分、別に定める基準による入札参加停止の措置により対応しており、該当事業者の公表も行うとともに、契約解除については契約書等に規定することとしています。</p>
22	10	<p>地域の中小事業者に一層発注がいきやすいように強調されたい。また、努めるにとどまらず、そのための具体策も盛り込まれたい。</p>	<p>この条例を根拠に、県として、地域経済の活性化に配慮し、県内事業者の受注機会の増大を図るよう努めてまいります。</p> <p>また、地域経済の活性化という理念を達成するためには、事業者の協力を得ることが必要であり、この条例を根拠として、事業者の理解を促してまいります。</p>
23	10	<p>10「地域経済の活性化」とあるが、「地域経済の活性化および地域の持続的発展」としてはどうか。</p> <p>また、「(1)県は、…地域経済の活性化に配慮し、」とあるが、「(1)県は、地域経済</p>	<p>「地域の持続的発展」は4つの基本理念全てに関わる重要なことであり、1に条例の目的として「もって本県の経済および社会の持続的な発展に寄与すること」を掲げてい</p>

		の活性化および地域の持続的発展に配慮し、」としてはどうか。	ますので、原案のとおりとします。
24	11 (2)	11(2)について障害者雇用などが念頭にあるならば、その前に県職員としての登用を増やすべきと考える。	県では、障害者活躍推進計画を策定して障害者雇用の取組を進めているほか、多様な人材が活躍できる職場づくりの取組を進めています。
25	11 (3)	指定管理者不選定による職員の退職流出問題について、労働法制のペナルティも含めて要綱に取り込んでいただけたらと思う。	<p>指定管理者の指定は行政処分であり、この条例で規定する契約とは異なるものです。</p> <p>ただし、その選定においては契約と同じ配慮が必要であると考えられることから、16において条例の規定による県の契約の取扱いに準じて、指定管理者の選定を行うものとする規定しており、原案のとおりとします。</p> <p>なお、県における指定管理は、原則公募として競争原理の導入を図っており、指定管理者不選定となった場合、各法人は独立した経営体として、その存続や職員の雇用問題について、法人が経営責任の観点から具体的な対応を決定、実施していくことが基本と考えています。</p>
26	11 (3)	指定管理者不選定による収入減の影響など労働者が安心して働ける賃金、労働条件を守る内容を取り込んでいただきたい。	<p>指定管理者の指定は行政処分であり、この条例で規定する契約とは異なるものです。</p> <p>ただし、その選定においては契約と同じ配慮が必要であると考えられることから、16において条例の規定による県の契約の取扱いに準じて、指定管理者の選定を行うものとする規定しており、原案のとおりとします。</p> <p>なお、県における指定管理は、原則公募として競争原理の導入を図っており、指定管理者不選定となった場合、各法人は独立した経営体として、その存続や職員の雇用問題に</p>

			<p>ついて、法人が経営責任の観点から具体的な対応を決定、実施していくことが基本と考えています。</p>
27	11 (3)	<p>指定管理者不選定となった場合、その後の雇用に関して、不安になることなく安心して働ける条件を取り込んでいただきたい。</p>	<p>指定管理者の指定は行政処分であり、この条例で規定する契約とは異なるものです。</p> <p>ただし、その選定においては契約と同じ配慮が必要であると考えられることから、16において条例の規定による県の契約の取扱いに準じて、指定管理者の選定を行うものとする規定しており、原案のとおりとします。</p> <p>なお、県における指定管理は、原則公募として競争原理の導入を図っており、指定管理者不選定となった場合、各法人は独立した経営体として、その存続や職員の雇用問題について、法人が経営責任の観点から具体的な対応を決定、実施していくことが基本と考えています。</p>
28	11 (3)	<p>労働条件の基準を明らかにし、受託者に義務付け、履行できないときの罰則を検討すべき。また、賃金の下限を設定すべき。</p>	<p>賃金を含む労働条件については、関係法令に違反しない限りにおいて労使が自主的に決定することが原則であることなどから、労働条件の基準や下限報酬額を規定する条項は定めることは考えておりません。</p>
29	12	<p>県との契約であるという社会的な責任を自覚させ計画通りの業務遂行を担保するため、さらに県の持続的な事業継続に資するため、履行保証、建設工事、第三者賠償責任、瑕疵担保責任等の各保険を県の契約の相手方の責任と費用負担により付すこと、また、保険によって果たすべき責務等の条件を予め定めることを明文化してはどうか。</p>	<p>建設工事においては、履行保証等、各保険に関する契約の相手方の責務については、県が定める規則等に定めていることから原案のとおりとします。</p>
30	12	<p>県が締結する契約の適正化のために、県職員の資質向上が必要なことについて</p>	<p>職員の人員体制については、業務の質と量とのバランスを十分考慮</p>

		は論を待たないが、コロナ禍の中で長時間過重労働が横行しており、人員体制の確保は待ったなしである。その対策についても盛り込むべき。	した適正な定員管理に取り組んでいくこととしており、原案のとおりとします。
31	12	監督、検査にかかわる研修等が定められているが、県職員の業務増大が予想されるため、そのための人員配置についても条例で基準を定めるべき。	職員の人員体制については、業務の質と量とのバランスを十分考慮した適正な定員管理に取り組んでいくこととしており、原案のとおりとします。
32	13	契約審議会は、適用対象事業、報酬下限額などの公契約にかかる重要事項を審議するための審議会とし、三者（有識者、使用者、労働者）の構成で設置することとすべき。 条例を運用していく中で、適切に改善を図っていく必要がある。そのため、関係団体の代表者による審議会を設置すべきである。	審議会については、取組方針の策定に当たってその内容を調査審議するとともに、方針策定後においても取組の実施状況を調査審議し意見を述べることなどをその役割としています。 そのため、審議会については、中立的な機関となるよう、委員構成について検討します。
33	14	契約審議会は、適用対象事業、報酬下限額などの公契約にかかる重要事項を審議するための審議会とし、三者（有識者、使用者、労働者）の構成で設置することとすべき。 条例を運用していく中で、適切に改善を図っていく必要がある。そのため、関係団体の代表者による審議会を設置すべきである。	審議会については、取組方針の策定に当たってその内容を調査審議するとともに、方針策定後においても取組の実施状況を調査審議し意見を述べることなどをその役割としています。 そのため、審議会については、中立的な機関となるよう、委員構成について検討します。
34	14	審議会の委員の労働者代表については特定のナショナルセンターに偏ることなく幅広く任命すること。	審議会については、取組方針の策定に当たってその内容を調査審議するとともに、方針策定後においても取組の実施状況を調査審議し意見を述べることなどをその役割としています。 そのため、審議会については、中立的な機関となるよう、委員構成について検討します。
その他			
35	全般	地方自治体は義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある	この条例はその目的や理念などを、事業者や県民の皆さんと共有

		<p>場合を除くほか、条例によらなければならないこととなっており、一定の範囲内で罰則を設けることができる。</p> <p>県が締結する契約に関して条例を制定するのであれば、条例の目的を達成するために、県、事業者、下請け事業者、従事する労働者のそれぞれについて、権利、義務（責務）を明確に規定し、遵守させる必要があり、県が制定しうる最高法規としての条例を制定する以上、県の施策の中で優先順位を最高位とし、必要な人員・体制の整備を図る決意を示すべき。</p> <p>当然のことながら、違反者に対するペナルティも規定すべき。そうしないのであれば要綱で事足りる。</p>	<p>し、理解と協力を得ながら取組を進めるために制定するものであり、罰則規定はなじまないものと考えております。また、4、5において県および県の契約の相手方等の責務を規定しており、原案のとおりとします。</p>
36	全般	<p>契約の「質の確保」については当然のことであるが、議会でも取り上げられたように、ダンピング受注ともいふべき状態が発生している。</p> <p>特に役務の提供に係る契約では、必要な技術経験を有する労働者の確保が重要不可欠であり、学校給食調理業務で業務の質が確保できず契約解除となった例などがある。このような場合、住民に対する影響ははかり知れない。</p> <p>同様の事例が県内でもあったとの情報もあり、入札参加にあたっての資格審査の厳格化はもちろんのこと、業務開始までの労働者確保状況報告などの義務付け等により、直前の契約辞退や中途解約を防止する措置を県と受注者に義務付けるべき。</p> <p>また、予算成立から業務の実施まで期間がないことが、契約にかかるトラブルの原因となっている。債務負担行為など弾力的な予算運用で余裕のある契約が行えるよう、対処をお願いしたい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考にさせていただきます。</p>
37	全般	<p>地方自治法が制定された当時は、土木建設工事など特別なものを除いて、県の</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策を進める上での参考にさせていただきます</p>

		<p>職員が直接業務を行う「直営」が原則であり、それに必要な物品を購入する形で事業・業務が行われていた。それを前提とした制度となっている。</p> <p>しかし測量・設計など専門的技術を要する業務から、庁舎の清掃、警備、設備の保守点検など、あらゆる業務が外部委託され、今日に至っている。</p> <p>同一労働同一賃金という原則に立てば、営業経費や企業利益がかかり、人件費に消費税が上乗せされる民間委託が高くつくことはあたりまえ。</p> <p>「地域経済の活性化」や「社会的価値の実現」といった効果を期待するのであれば、この業務は直営で行うべきか委託すべきかの精査を厳正に行い、予算削減のための委託ということは許されるべきではない。</p>	<p>できます。</p>
38	全般	<p>条例あるいは規則に、作業報酬下限額（賃金下限額）の条項を定めるべき。</p> <p><理由></p> <p>制定の理由に「地域経済の活性化の効果を発揮することが期待される」とあり、賃金の底上げが地域経済に及ぼす波及効果は大きく、適正な労働条件の確保等が人材確保・育成にも不可欠であることから、作業報酬下限額（賃金下限額）の設定が必要。</p> <p>県内企業の受注機会の増大が「地域経済の活性化」の主眼とされているが、県からの公契約を受注している企業は県内企業の一部であり、地域経済への波及効果も限定的。</p> <p>むしろ、公契約に関わる業務に従事する労働者の多くは県内居住者であり、当該労働者の賃金底上げによる消費購買力の向上が「地域経済活性化」につながると考える。ぜひとも「公契約に係る下限賃金」の設定を行うべきと考える。</p>	<p>賃金を含む労働条件については、関係法令に違反しない限りにおいて労使が自主的に決定することが原則であることなどから、下限報酬額を規定する条項は定めないこととしています。</p>

		<p>特にコロナ禍の中で、申請書類の受付審査業務やコールセンター業務といった人件費比率の高い委託業務が増加しており、業務の質を担保するためには、受注者から業務に従事する労働者への適正な賃金支払いが確保されなければならない。</p> <p>コロナ禍の中で地方自治体の役割は高まっており、失業者対策としても景気浮揚対策としても、公契約に従事する労働者の待遇改善は喫緊の課題。</p>	
39	全般	<p>不正行為の排除のみならず、契約の相手方が法令違反などで行政処分を受けた場合など、契約の相手方となるにふさわしくない場合の入札参加資格停止等を厳格に行うべき。</p> <p>滋賀県の場合、建設工事と物品関係で入札参加停止基準が異なっており、物品の場合、法令違反行為は県内で行った行為のみが対象となっており、全国的に展開する業者の違法行為を未然に防ぐことが困難になっている。制度の一元化と措置の厳格化を求める。</p> <p>業務受託者や指定管理者による団体交渉拒否・不誠実団体交渉や組合役員を狙い撃ちにした解雇といった不当労働行為が全国的に相次いでおり、一方で、経営不振による賃金不払いなども散見されている。公契約がこのような違法行為の温床となってはならず、法令違反を徹底的に排除することも併せて求める。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策を進める上での参考にさせていただきます。</p> <p>なお、入札参加停止基準については、平成29年10月1日に「滋賀県建設工事等入札参加停止基準」の改正に合わせ、「滋賀県物品関係入札参加停止基準」も改正し、県として入札参加停止について統一的な取り扱いをしています。</p> <p>引き続き、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用を行っていきます。</p>
40	全般	<p>行政に関与する事業者から、従事する者の適正な労働条件の確保を進めていくことが、その他の民間企業の従業員の労働条件の適正化に結びつくので、可能な改善から進めるべきと考える。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策を進める上での参考にさせていただきます。</p>
41	問題意識	<p>県にかかわる契約については問題も起きていることから、ルールが見直され、検討されることについて必要性は理解する。行政の契約による業務において低賃</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討を進める上での参考にさせていただきます。</p> <p>なお、賃金を含む労働条件につい</p>

	<p>金労働や雇用の不安定が起こっていることを私たちは多数の事例から認識しており、その対策は急務であることはこれまで伝えてきた。今、県の契約について条例化するのであれば、働く労働者の労働条件・賃金が公共の税金を使った業務として妥当なものでなくてはならず、また、地域での民間業者や市町の契約の見本でなくてはならないと考える。</p> <p>賃金下限が最低賃金法でというのではあまりに根拠が低廉過ぎる。最低賃金で年間 2000 時間働いても約 174 万円であり、生活は困難である。依るべき根拠があまりにも貧しい。遵法は当然であるが、労働の現場では長時間過密労働、残業代の不払いが蔓延しており、実態が最低賃金以下での労働となっている例も国の調査でも数多くある。公的な事業だからと言って劣悪な労働条件と無縁ではない。低廉な労働が公的な契約のもとで広がることは、地域の雇用にも経済にも悪影響といえる。</p> <p>低賃金に関しては入札によるダンピングの影響で、賃金の低廉化を招いていること、結果賃金のみでなく、劣悪な労働条件を招いていることを指摘したい。労働条件において直近の問題で述べれば、新しく受託した業者が請け負った業務に対して、人を確保できず、以前の受託業者で勤務していた労働者に、賃金をそれまでより大幅に下げて勤務してもらっていると聞いた。新しい雇用主のもとの契約であることは理解するが、端的に言って人を確保できなかったこと、同様の業務であるにもかかわらず結果的に賃下げになったことはありえないことの重複といえる。このこと一つとっても、県契約のもとで働く労働者の賃金として支払われる額について県の責任が今よりも十分に発揮</p>	<p>ては、関係法令に違反しない限りにおいて労使が自主的に決定することが原則であることなどから、下限報酬額を規定する条項は定めないこととしています。</p>
--	--	--

		<p>されるべきである。明確な基準を設け、下限を設定することが必要である。</p> <p>そもそも前提として、県の仕事は県の直営でできることは県で行い、拙速な民営化は行わず慎重に判断を行うべきである。</p>	
42	労働法制についての取り決め	<p>労働基準法や労働契約法が守られているか、労働者が長く安心して働くことのできる内容を取り込んでいただきたい。</p>	<p>11において、県は、県の契約の締結に当たって、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する事業者の取組を勘案するものとしております。</p> <p>なお、労働関係法令の遵守状況の調査・指導は、所管の監督官庁により適切に指導されるものと承知しております。</p>
43	労働法制についての取り決め	<p>残業や休日、育児休暇等の特別休暇の取得しやすい環境作りをしていく努力義務についての取り決め</p>	<p>11において、県は、県の契約の締結に当たって、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する事業者の取組を勘案するものとしております。</p> <p>なお、労働関係法令の遵守状況の調査・指導は、所管の監督官庁により適切に指導されるものと承知しております。</p>
44	労働法制についての取り決め	<p>実際に休憩時間は、休憩できているのか、休日に職員が働くことがない職場になっているか、職員が働く中で、負担が少なく、働きやすい環境作りに取り組んで欲しい。</p>	<p>11において、県は、県の契約の締結に当たって、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する事業者の取組を勘案するものとしております。</p> <p>なお、労働関係法令の遵守状況の調査・指導は、所管の監督官庁により適切に指導されるものと承知しております。</p>

※ 意見等の該当項目等は、県民政策コメントで公表した「滋賀県が締結する契約に関する条例要綱案」に沿っています。